

平成14年第2回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

平成14年4月16日 午後2時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員提出 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
議案第3号
- 日程第4 議案第37号 取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の一部を変更する規約について
- 日程第5 報告第1号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第6 報告第2号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第7 選挙第2号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

平成14年第2回取手市議会臨時会議事日程（第1号）追加

追加日程第1 議員派遣の件

追加日程第2 議員提出議案第4号 取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

平成14年第2回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜	会 議	時 刻	議 事
1	4 / 16	火	本会議	午後2時	開会、議案上程、提案理由説明、議案質疑、付託、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

議事の経過

○

午後 2 時 0 1 分開会

○議長（関根豊君） ただいまの出席議員は 25 名で、定足数に達しております。よって平成 14 年第 2 回取手市議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

欠席届、22 番大野圭一君。

会議に入るに先立ち、茨城県議長会より長塚忠一郎君に感謝状が、また斉藤勝久君、高木晶君、小笠原俊郎君に 15 年勤続表彰状が送られておりますので、この際、その伝達を行います。

〔表彰状伝達〕

〔感謝状伝達〕

○

○議長（関根豊君） 以上で表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

4 月 1 日付をもって人事異動がありましたので、市の幹部を紹介いたします。まず政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） 4 月 1 日の人事異動によりまして、政策財政部長を拝命いたしました。非常に厳しい財政状況ではございますが、健全な財政運営に努めてまいりますので、皆様方の御指導御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 次に、健康福祉部長北垣欽吾君。

〔健康福祉部長北垣欽吾君登壇〕

○健康福祉部長（北垣欽吾君） 健康福祉部長を拝命いたしました北垣でございます。力不足かもしれませんが、良心に従い、誠実に仕事に努めてまいりたいと思います。よろしく御指導いただけますように、お願い申し上げます。

○議長（関根豊君） この際、諸般の報告をいたします。事務局次長榎本光男君。

〔事務局次長榎本光男君登壇〕

○事務局次長（榎本光男君） 諸般の報告を申し上げます。

市長より 4 月 9 日付、取市発第 3 号にて送付されました議案については、過日既に送付しましたので、本日御持参いただいていることと存じます。

次に、本日の議事日程表、今臨時会の会期日程表、今臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員一覧表及び議案付託表を各議席に配付してありますので、お調べ願います。

以上です。

○議長（関根豊君） これより本日の会議を開き、議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

○

会議録署名議員の指名

○議長（関根豊君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、
25番 斉藤勝久君
26番 吉田一生君

を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

○

会期の決定

○議長（関根豊君） お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしまし
た。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した案のとおりでありますので、御了
承願います。

日程第3、議員提出議案第3号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題と
いたします。

○

議員提出 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について
議案第3号

○議長（大野圭一君） 提案理由の説明を求めます。14番斉藤功君。

〔14番斉藤功君登壇〕

○14番（斉藤功君） 14番斉藤です。

議員提出議案第3号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則について、理由を説明申し上
げます。

去る3月28日、第154回国会において地方自治法の一部改正案が可決成立し、一部は4月
1日から施行されております。これにより、地方自治法第100条第12項が、「議会は議案の
審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、そのほか議会において必要がある
と認めるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる」という一文に改
まりました。この法改正に伴い、これから議員を派遣するためには、会議規則の規定に基づく手
続きが必要となりました。今回の会議規則の改正案は、その議員派遣の手続方法を定めるため、
会議規則第7章159条を議員の派遣とし、必要な条文を定めるものであります。

議員派遣の手続方法としては、派遣の目的、場所、期間等を明らかにした上で、議会の議決を

求めるということではありますが、緊急を要する場合には、議長において決定することができるとなっております。なお、緊急を要する場合として、議長が決定した際には、次の会議において議長が報告することになります。ちなみに委員会での行政視察、会派視察、個人視察等、既に会議規則に規定のあるもの並びに日額旅費支給の対象となる出張及び派遣でないものについては、従来どおり議決の必要はないと考えております。

議会運営委員会7名全員の賛成者の署名でございます。よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号、取手市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（関根豊君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

自席にて暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分開議

○議長（関根豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議員派遣の件をこの際、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣の件をこの際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

ただいま事務局職員に議員派遣の件を配付いたさせます。

[資料配付]

追加日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

○

議員派遣の件

○議長（関根豊君） 本件は、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

これより議員派遣の件を採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。議員提出議案第4号、取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてをこの際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号、取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてをこの際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

ただいま事務局職員に議員提出議案第4号の写しを配付させます。

[資料配付]

追加日程第2、議員提出議案第4号、取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○

議員提出議案第4号 取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。14番齊藤功君。

[14番齊藤功君登壇]

○14番（齊藤功君） 14番齊藤です。

議員提出議案第4号、取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

第154回国会において、地方自治法の一部改正案が可決成立しました。これにより、地方自治法第100条第12項以降が1項ずつ繰り下がることになりました。取手市では、取手市議会政務調査費の交付に関する条例第1条で地方自治法第100条第12項及び13項を引用しているため、引用部位にずれを生じました。今回、提出した改正案は、このずれを修正するため、引用部位を1項ずつ繰り下げるように改めるものでございます。

なお、政務調査費の支給額、支給方法等については、変更ございません。

以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議員提出議案第4号、取手市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（関根豊君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第37号、取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約についてないし日程第6、報告第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての3件を一括議題といたします。

○

議案第37号 取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約について

報告第1号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第2号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 議案第37号から報告第2号までの3件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず議案第37号、取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約についてであります。平成14年4月1日から利根川水系県南水防事務組合が一部事務組合として設置されました。水防組合は取手市を含む4市3町で構成さ

れており、一部事務組合となったことで、公平委員会につきましても地方公務員法第7条の規定で設置の義務が生じたわけであります。取手地方公平委員会は、現在、取手市を初めとして6団体で共同設置されておりますが、水防組合が当委員会に加入するためには、規約改正についての6団体の議決が必要となります。公平委員会への速やかな加入という観点から、5月1日から加入できるよう、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき提案するものであります。また、火葬場組合につきましても、名称が変更されたため、規約の一部を改正するものであります。

次に、報告第1号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。平成14年度の税制改正に伴い、個人住民税においては均等割及び所得割の非課税限度額の引き上げと、法人市民税にかかわる条文の追加及び市民税の減免等に「マンション建替組合」を加えるとともに、省令の一部改正により市民税申告様式の変更等をするものであります。また、固定資産税及び特別土地保有税、長期譲渡所得に係る市民税の特例等、関係する地方税法の条文が削除等されたことにより、本条例の条文整理をしたことが主な内容であります。

次に、報告第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。平成14年度の税法改正により、地方税法本法規則第15条の一部が削除されたことに伴い、本条例の引用条文の整理をしたものであります。今回の税制改正に伴う条例の一部改正につきましては、市議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告承認を求めるものであります。

以上、議案第37号から報告第2号までの3件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 10番林京です。税条例の一部改正について市長にお尋ねしたいと思っております。この問題は今年度から私の所管になっていきますので、総括的なことをお尋ねしたいと思っております。

まず、今回の税条例の改正について概略で申し上げますと、私たちの見解は国会での我が党の議員団は反対をしています。この基本的な流れとしては、土地開発にかかわるもので、大土地所有者や大手不動産業者への優遇措置を一段と進ませるというふうな内容なのです。このことによってさらにむだな大型開発が進む一方、地方自治体への税収は減収となるというふうなものだと考えています。ただ、取手市で考えますと、この大土地所有者、1万平米以上というふうなことで、特別土地保有税にかかわる該当者がいないということ、それからあわせて住民税の非課税限度の引き上げが今度の改正に入っているというふうなことで、現象面で見ていきますと、やはりそういうプラス面で対応しなければならないのかというふうに考えてはいます。しかしながら、今このようにさまざまな条例改正がなされるときに、大量のものが一括で出され、よいものも悪いものもあって、当面、悪いものが取手にかかわらないからということに認めていきますと、国全体の流れとして、やはり大地主や不動産会社優遇の税体系になっていくわけです。今、国は合

併合併とかいうふうにして、いろんなことを進めようとしているわけです。個々にOKしていったら、最終的に弱肉強食の世界に住民を巻き込むことになるんじゃないかと。そういうことについて私たちは問題だというふうに考えているのですが、専決処分とはいえ、こういうふうな中身を市長が国に物申す立場でやっていただいているのかどうなのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 税条例は、今も御指摘ありましたように上位法に基づいて、それぞれのそうした分類された数多い中から、時の状況に応じてそうした見直し制度が今日までも改正というようなことで伴ってきておりますが、あとは部長の方から補足答弁いたさせますけれども、今日的なこうした状況の中では、土地にかかわる税というものは、今までなぜにこのまま放置されておったのかというほどに、決して御指摘のように大地主とか大所有者が優遇されているというよりも、もっとそうしたものが動くような、動けるような、土地の利用が図られるようなことが望ましいことでありまして、意図するところはこの本文の中で述べられておりますように、そうしたもろもろの市民税の減税を含めてのことでもありますけれども、やはり時代背景の中でしかるべき措置がとられたものだろうと、こう思っております。

なお、また税条例の一部改正の中でのそうした均等割、あるいはさらに現行基準における標準世帯の場合のもの等についても、今の給与収入ベースでは271万4,000円以下は非課税となっていると、こういうようなことでありまして、当該世帯の生活保護基準額が14年度では276万9,000円と、こういうようなことから考えましても、生活保護基準を下回ってしまうと、こういうようなこともあるようです。そういうようなことでの整合性を図るというようなふうにも受けとめておりますが、より詳しくは担当部長から御説明申し上げます。

○議長（関根豊君） 補足答弁を求めます。政策財政部長志村一博君。

〔政策財政部長志村一博君登壇〕

○政策財政部長（志村一博君） それでは、補足答弁をさせていただきます。

ただいま市長が申し上げましたとおり、国の法律に基づいて地方税法というものが施行されるものでございますので、基本的には市独自で税を改正し、国の範囲以上とか、そういうものを超えて税を課税することはできないということになってございます。具体的に先ほど質問がありましたように、土地の問題でございますが、この土地の問題につきましても、現在、土地の流通というか、そういうものが非常に滞っているというようなこともございます。そういうこともありまして、この限度額を改正して土地の流れをよくするといいますか、そういう目的もございまして、有効な税の改正ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関根豊君） 10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 2回目の質疑になりますが、市長の思いはよくわかりました。やはり私どもとこの全体像のところでは一致しないのだなということも、よくわかりました。やはり区

画整理などで一般庶民が住んでいるだけの人たちが土地を持っている場合は、いろいろそういうことで泣かされる一方で、大手が土地を動かしてもうかるシステムづくりになっていくのだなというふうな思いを強くしました。ですから、やはりそこが、もちろん委員会の中でも論議をしていくわけですが、今回にかかわらない部分のところで、やはり国に対してイエスマンではなくて、常に住民が本当に泣かないような立場で御一緒にやっていただきたいなと思います。要望ですが、お答えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 今の、やはり立場においてもこれは税の全体像ということは、お互いにそれは共通の理解だと思えます、今の税体系でよろしいのでしょうかということですから。そしてこれは、直間比率の問題を含めまして、税の全体像ですよね。そういう中で、今こんなに不景気なのは何が原因かと。やはり税体系のもたらされる場所、大いにあります。そしてその基本は、前段言われましたように土地が動かない、いわゆる不良債権、これでもうかるどころではなくて、みんな損して泣いているわけです。だから、いつまでも泣かせっぱなしじゃなくて、もう少し土地というものは国民の共有財産だという認識もあるわけですから、土地が有効に生かされるように税体系というものを、その時代背景の中ではしっかりと、庶民の立場で考えていただきたいと思っております。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 3 分休憩

午後 3 時 2 8 分開議

○議長（関根豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、総務消防常任委員長から審査結果報告が提出されましたので、各議席に配付いたしました。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務消防常任委員会委員長長塚忠一郎君。

〔総務消防常任委員会委員長長塚忠一郎君登壇〕

○総務消防常任委員会委員長（長塚忠一郎君） 16番長塚でございます。当委員会に付託を受けました議案第37号並びに報告第1号、第2号の3件について、当委員会での審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。今終わったばかりでございますので、ちょっと頭の整理をしながら御報告させていただきたいと思っております。

それでは議案第37号、取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方

公平委員会規約の一部を改正する規約について、御報告をいたします。まず執行部に説明を求めました。それによりますと、平成14年4月1日に利根川水系県南水防事務組合が発足し、同組合より同日付で公平委員会への加入申請が提出されました。地方公務員法第7条第3項の規定により、市町村や地方公共団体の組合は公平委員会を必ず設置するということになっておるとのことです。また、守谷町が守谷市になったことによりまして、取手市外3町1村火葬場組合の名称が変更になりました。それに伴う規約の一部を改正するものであります。

質疑に入りました。質疑はございません。討論に入りました。討論なしであります。採決の結果、全員賛成で原案可決であります。よろしく御審議ください。

続きまして、報告第1号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。まず、執行部に説明を求めました。説明に先立ちまして、執行部より取手市税条例第24条第2項中、17万1,000円とあるが、例規集上は現在、16万2,000円というふうになっております。これについては平成12年3月31日に専決処分されており、例規集の誤植との報告がございました。私の方から執行部にかわりましておわびを申し上げます。

まず地方税法の改正、これは14年3月31日付であります。この改正によりまして、取手市の税条例の一部を改正するものであります。ただし、4月1日より施行する部分についてのみの専決処分とのことであります。改正の主なものは、個人住民税の均等割、所得割にかかわる非課税限度額の加算額の引き上げをして、所得多層への課税負担の軽減を図るものであると。改正にもありますように、現在、17万1,000円の加算金を21万6,000円に底上げするというものであります。これによりまして、例えば夫婦子ども二人の給与所得者の場合、収入金額ベースで非課税の限度額がおおよそ均等割で25万2,000円が約260万に、所得割の場合27万1,000円が27万7,000円に引き上げられる。要するに、課税限度額が全体的に引き上げられたということでございます。それにあわせて、また申告書の様式の変更、それから、例えば従来、保健婦とか助産婦といったものが、助産師とか看護婦だったら看護師ということになりましたので、そういうものに伴う文言の変更等が今回の改正の主な点でございます。

以上、説明を受けまして、質疑に入りました。質疑がございました。某議員より、マンション管理組合は市内にどのくらいあるか。また、団地管理組合はどうかというような質疑がございました。マンション管理組合は現在、60カ所ほどあるそうです。また、団地組合は戸頭と井野ということで、2カ所あるとのことであります。それから、あわせて非営利活動団体はどのくらいあるのかと。それに対しまして、みどりの会とかたんぼぼの会ですか、緑寿荘など5カ所であるとの答弁がございました。それから某議員より、個人市民税の非課税限度額の引き上げによって、どの程度の人がそれに該当するのか。また、どの程度の金額になるのかという質疑がございました。それに対しまして、対象者は140人くらい、それから金額にして約610万円、まだ詳しいことは電算機ではじくそうでございますので、概算でこの程度だという答弁がございました。

以上で質疑を打ち切りまして、討論に入りました。討論ございません。採決の結果、全員賛成で原案承認であります。

続きまして、報告第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。まず執行部に伺いました。地方税法の改正、同じく14年3月31日付の改正により、取手市都市計画税条例の一部を改正するものであると。内容としては、地方税法附則第15項が削除されたことに伴い、条項の整理をするものであると。この削除された15項、これは政府の補助を受けて取得した地方卸売市場の用に供する家屋あるいは償却資産にかかわる課税標準の特例が削除になったというものであります。取手にはないそうでございます。

以上で説明を終わりました。質疑に入りました。質疑ございません。討論に入りました。討論なし。採決の結果、全員賛成で原案承認であります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○議長（関根豊君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 登録なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号、取手地方公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（関根豊君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより報告第1号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（関根豊君） 挙手全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

これより報告第2号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（関根豊君） 挙手全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されま

した。

日程第7、選挙第2号、利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

○

選挙第2号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（関根豊君） 選出する組合議会の議員は3名であります。
お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「議長指名で」「投票」「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） ただいま投票との声がありました。よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（関根豊君） ただいまの出席議員数は25名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（関根豊君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱を改める〕

○議長（関根豊君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（榎本光男君）

〔氏名点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（関根豊君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（関根豊君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番角田知巳君及び2番岡部正敬君を指名い

たします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔1 番岡部知巳君、2 番岡部正敬君立ち会いの上、開票〕

○議長（関根豊君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 24 票

無効投票 1 票

有効投票中

海老原 一 雄 君 7 票

染 谷 茂 夫 君 7 票

長 塚 忠一郎 君 6 票

林 京 さん 4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、得票順に海老原一雄君、染谷茂夫君、長塚忠一郎君の 3 名が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました海老原一雄君、長塚忠一郎君及び染谷茂夫君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

当選者のごあいさつをお願いします。まずは 5 番海老原一雄君。

〔5 番海老原一雄君登壇〕

○5 番（海老原一雄君） どうも大役を選挙という形で仰せつかりました。私は昭和 46 年から 53 年まで、前身であります中利根小貝川沿岸水害予防組合という組合の副管理者を務めた経緯がございます。翻ってみますと、30 年近くたって、出戻りではありませんが、今度は市民の代表として重要な提出市にあります本市並びに加盟しております町村の水害の予防のために、一生懸命頑張る所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（関根豊君） 次に、16 番長塚忠一郎君。

〔16 番長塚忠一郎君登壇〕

○16 番（長塚忠一郎君） 16 番長塚でございます。ただいまは県南水防事務組合議員に御推挙賜りまして、ありがとうございました。取手市代表として一生懸命、水防予防のため、あるいは頑張ってまいりたいと思っておりますので、大先輩の海老原議員さんもおられますので、いろいろ御教授をいただきながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（関根豊君） 最後に、17 番染谷茂夫君。

〔17 番染谷茂夫君登壇〕

○17 番（染谷茂夫君） ただいまは、利根川水系県南水防事務組合の方に御推挙をいただきまして、ありがとうございました。治山治水と昔から申します。水防に関しては、本当に市民の我々、一大関心事があるところでございます。そのために、微力ながら全力を尽くして頑張ってまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（関根豊君） これにて今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成14年第2回取手市議会臨時会を閉会いたします。

熱心に御審議ありがとうございました。御苦労さまでした。

午後3時54分閉会

○

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署名議員

同